

令和7年度第3回環境審議会 議事録

招集の期日	令和8年2月3日（火）	
開催の場所	あけぼのビル501会議室 （さいたま市内）	
開閉の日時	開会	2月3日 午後1時30分
	閉会	2月3日 午後3時09分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1	開	会
2	あいさつ	
3	議 事	
	諮問事項：次期環境基本計画の策定について 諮問事項：次期廃棄物処理基本計画の策定について 諮問事項：ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく 所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定について	
4	閉	会

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 16人

家田 曜世	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員
大河内 博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
岡山 朋子	大正大学 地球創生学部 地域創生学科 教授
小川 順子	(一財) 日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
川合 真紀	埼玉大学 理工学研究科 教授
高安 健一	獨協大学 経済学部 教授
佐柄木 優	埼玉弁護士会 弁護士
柳沼 薫	(公財) 埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
西田 秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
五十嵐 敦子	埼玉県商工会議所女性連合会 会長
朽木 康之	生活協同組合コープみらい コミュニケーション・サステナビリティ推進 執行役員
戸山 芳夫	(一社) 埼玉県猟友会 理事 総務委員長
杉田 茂実	埼玉県議会議員
内沼 博史	埼玉県議会議員
深谷 顕史	埼玉県議会議員
井原 康哲	一般公募

欠席委員 4人

原 美登里	立正大学 地球環境科学部 地理学科 准教授
細沼 千恵子	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師
香川 武文	志木市長
橋本 容子	一般公募

## 令和7年度第3回埼玉県環境審議会

令和8年2月3日（火）

午後 1時27分開会

○司会（中山） 皆様お揃いですので、これより令和7年度第3回環境審議会を開会いたします。

私は、本日進行を務めます、埼玉県環境部環境政策課の中山でございます。どうぞよろしくお願いたします。本日はこちらの会場とオンラインの併用による開催となっております。オンライン参加の委員におかれましては、会議中に音声聞こえにくいなどのお困りごとがございましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと思います。

では、最初に資料の確認をいたします。事前にお送りしておりますが、議事資料といたしまして、資料1「次期環境基本計画の策定について」、資料2「次期廃棄物処理基本計画の策定について」、資料3「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定について」の3点でございます。

参考資料1から6として、「埼玉県環境審議会規則」、「委員名簿」、「席次表」、「埼玉県環境基本計画の概要版」、「計画案に寄せられた意見・提案と県の考え方」、「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）」となります。

加えまして、机上に追加資料として審議事項2「次期廃棄物処理基本計画について」に関する委員の皆様から事前にいただいた御質問とその回答について資料を配布しております。

なお、昨日メール等で御案内いたしました、出席者のレイアウト変更に伴いまして、参考資料3「席次表」が差し替えとなっております。また、大河内委員が急遽御出席いただけることになりましたので、その点も併せて御案内します。

それでは、開会にあたりまして、環境部長の堀口から御挨拶を申し上げます。

○堀口環境部長 委員の皆様方、本日も業務御多忙の中、埼玉県環境審議会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日、御審議いただく議事の中に埼玉県環境基本計画というものがございます。これは再来年度、令和9年度からの5年間ですが、県の環境行政の基本方針となる非常に重要な計画となっております。

通常ですと、事務局が御用意した案に対して、委員の皆様方から御意見をいただくというような形をとることが多いですが、今回は新たな試みとして、3つの大きな柱、テーマをお示ししまして、まず委員の皆様方から自由に御意見・御提案をいただきたいと考えております。

と申しますのも、私ども事務方が案を作りますと、やはり、5年間での実現可能性あるいは予算を執行する関係上、費用対効果はどうか、どうしてもそういったところに気持ちが向いてしまい、思い切った案というより、これまでの流れに沿った手堅い案になりがちでございます。

そこで議論の土台、スタートラインはなるべく広く取った方が良くと思われましたので、まずは幅広い見地から自由に御意見いただきまして、そこから検討をスタートしてはどうかと考えた次第でございます。

今日は皆様からいただいた御意見に対して、一つ一つ、これはこういう点で難しいとか、ここまでしかできないなど、そういったコメントはこちらからいたしません。是非、趣旨をお汲み取りいただき、伸びやかにいろいろな御提案をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

○司会（中山） 御出席の委員並びに県出席職員につきましては、お手元の席次表のとおりです。紹介は割愛させていただきたいと思います。

続きまして、本日の運営に関する注意点を御説明いたします。会場に設置しているカメラにつきましては、「川合会長」を映すカメラ、「会場」という名称の会場全体を映すカメラとなっております。

リモートで参加される委員におかれましては、御発言の際のみ、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。御発言の方法ですが、会場出席、リモート出席の方ともに発言の際はまず挙手をいただきまして、会長の指名を受けてから御発言くださいますようお願いいたします。

会場出席の委員におかれましては、事務局がマイクをお持ちしますので、電源のライトが点灯していることを確認してから、御発言くださいますようお願いいたします。マイクの集音機能の関係上、できるだけ顔に近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

重ねての御案内になりますが、リモート出席される委員におかれましては、発言される時のみ、カメラに併せて音声をオンにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議でございますが、委員16名が御出席となっております。委員の出席が過半数に達しておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を川合会長をお願いしたいと存じます。

○川合会長 本日もどうぞよろしくお願い致します。それでは早速ですが始めていきたいと

思います。

会議の公開についてお諮りいたします。埼玉県環境審議会規則第9条により会議は原則公開されますが、委員の3分の2以上の多数で議決した時は公開しないとすることができるとされております。今回は非公開とすべき事由がなく公開したいと考えますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 それでは会議の公開を認めます。傍聴はオンラインによるものを原則とし、加えて、会場での傍聴も可能としておりますが、本日傍聴者はいらっしゃいますか。

○司会(中山) 本日の傍聴者はオンラインが2名、会場が1名となっております。

○川合会長 それでは傍聴者に入ってもらってください。

(傍聴者入場)

○川合会長 それでは、続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員2名を指名いたします。岡山委員、柳沼委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○川合会長 それではお願いしたいと思います。

それでは次第に従いまして、議事に入ります。本日の議事は諮問事項が3件です。

まず、諮問事項1「次期環境基本計画の策定について」です。本件については事務局から本審議会において議論いただきたい論点が3点示されております。概ね1つの論点につき、10分程度で御議論いただきたいと思います。

なお、これまでの審議会の方法ですと、委員と県側との1対1の質問のやり取りが主となっておりますでしたが、諮問事項1に係る議論の方法としては、各論点について出席の委員の皆様同士で、自由な御意見・御議論をいただく形で進めるということになっております。

それでは環境政策課長から資料の説明をお願いします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課長の鈴木でございます。私からは諮問事項1「次期環境基本計画の策定について」御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。まず、1「次期環境基本計画の構成(案)」でございます。第1章から第5章まで、5つの章で構成させていただきたいと思っております。第1章は本計画の策定にかかる背景や位置付け等について、第2章で本県の地形や人口といった概況について情報を整理して記載していきたいと考えております。

第3章では本県を取り巻く環境分野の状況について、グローバルな状況とローカルな状況に

分けて整理したいと考えており、その後の第4章、第5章でこれらの状況に対応すべき各施策を展開させるという流れになっております。

第4章につきましては、長期的な目標と施策方針になりますが、前回、11月の当審議会におきまして、国際的な共通課題である「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」、「ネイチャーポジティブ」への対応に重点を置きつつ、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会づくりが求められているという県の認識を示しましたところ、特段の反対等の御意見はなかったというところでございますので、その方向を示させていただいております。

具体的な施策につきましては、第5章で整理させていただきますが、本日もお願いしたい大きな3つの論点に係る御議論の結果も踏まえまして、次回以降、第5章につきましてもお示しさせていただければと考えております。

それでは続きまして、3ページの「本日議論いただきたい事項」を御覧ください。本日は「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」、「ネイチャーポジティブ」と大きく3つの論点を示させていただいておりますので、御議論いただければと思っております。

まず、「(1) 2050年カーボンニュートラルに向けた方策」について御説明させていただきます。2050年のカーボンニュートラルを目指すことは本県も含めて大きな目標になりますが、本県の温室効果ガスの排出状況は、最新値の2022年度の状況としましては、削減率が基準年度比19.6%減と、当該年度での削減の目安となる水準より約4.8%分不足している状況でございます。

このような現状のもと、2050年のカーボンニュートラルを実現するためには、どのような方策を追加強化すべきかについて御議論いただければと思っております。例として、2点挙げさせていただきますが、御議論はこの2点に限られるものではなく、広く、2050年のカーボンニュートラルを実現するために、本県として取り組むべき方策について御議論いただければと思っております。

続いて、4ページ目でございます。「(2) サーキュラーエコノミーの浸透に向けた方策」について御説明いたします。資源の枯渇が懸念される中、その有効活用や再資源化を進める必要があるところ、それらを進める上での一つのポイントとなる循環経済、サーキュラーエコノミーについて、現状はこの重要性の理解が不足しております。生産・消費方法の見直しなどが進んでおらず、再資源化に取り組む事業者が少ないのではないかという認識をしているところでございます。

以上の認識から、サーキュラーエコノミーを理解し、事業活動や購買行動を見直す事業者、県民を増やすにはどうしたらよいかという点につきまして、御議論いただければと思っております。

ます。例として4点ほど挙げておりますが、この例に限らず、幅広く御議論いただければと思っております。

最後に5ページ目、「(3) ネイチャーポジティブにつながる県民活動を広げる方策」について御説明いたします。生物多様性の損失を食い止め、2050年に自然共生社会を目指すという大きな目標がございます。

一方、これを進める上での県民の間の生物多様性やネイチャーポジティブに対する認知度はまだまだ高いとは言えないと認識しております。つきましては、ネイチャーポジティブを県民運動として活性化するにはどのような方策が考えられるか、という点につきまして、御議論いただければと思っております。こちらに掲げている例につきましても、先の2つのテーマと同様でございます。

最後に、6ページから8ページに3つの論点に係ります参考資料を添付させていただいております。本日は先ほど会長からも御説明がありましたとおり、主にこちらの3つの論点について、御出席の委員の皆様同士で自由な御意見、御議論いただければ幸いです。

どうぞよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、早速、論点1から始めていきたいと思えます。「2050年カーボンニュートラルに向けた方策」についてです。

資料に例を挙げてもいただいておりますが、こちらを口火にさせていただいてもいいですし、それ以外に御意見をお持ちの委員がおられましたら、是非積極的に御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡山委員、お願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。2050年までのカーボンニュートラルは、温室効果ガス排出量を実質ゼロに持っていくにあたって、リニアに排出量を引っ張ってありますが、本来は2030年までにかなりの部分を減らしていかななくてはいけないと、IPCCからも強く言われおり、リニアな減らし方自体に疑念が残るところです。

ここからが意見です。温暖化対策、気候変動対策というのは、主に緩和策と適応策に分けて考えるべきだと思います。まず緩和策の方が重要ですけども、要するに温暖化をいかに食い止めるかっていうことです。例えば、県主導で民間企業と連携をしながらSPC(特定目的会社)などを作るというのも手だと思います。発電所、メガソーラーでよいと思います。今、世間的には大変、逆風が吹いておりますけれど、埼玉県でよく使える再生可能エネルギーということで、むしろ県管理のもとで、太陽光パネルの処分までをしっかりと行うということを保証した発電所というものを作ってはどうかと思います。これによって得られた利益は、県民に還元さ

れますし、緩和策として、温暖化防止に貢献したことになるかと思います。

もう一つは、森林バイオマス発電というものも、埼玉県において、それなりにポテンシャルがあるかと思います。個人的にはあまり進めたくない発電方法ではありますが、森林バイオマスを使わないまでも、廃棄物系バイオマスを用いたメタン発酵並びにバイオガス発電も県の関与のもとで発電所の建設ができるといいと思っております。その他、家屋の屋根に設置するソーラー発電、それから蓄電池等々についての、補助金の強化があるといいと思います。

最後に適応策です。家屋の断熱補助の強化、それから EV の購入促進にかかる補助、それから充電スポットの施設設置補助なども進めてはどうかと思います。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。今回はどんどん意見を言っていたきたいということで、進めて行きたいと思います。続いて、オンラインの方で挙手をいただいている大河内委員、その後に内沼委員をお願いします。

まずオンラインの方から、大河内委員、お願いいたします。

○大河内委員 産業、家庭、運輸を例にしていますが、農業が落ちています。畜産関係、例えば牛等からメタンが出てきますので、その対策が必要です。結構、乳牛や食肉用の牛と言いましょうか、それなりの頭数が埼玉県にもいるようで、乳牛だと 7000 頭、食肉用の牛だともっと多く、倍ぐらいいるみたいです。牛の消化管から出てくる、いわゆる、牛のゲップのことですが、そういったメタンの排出を削減するという方法も、今色々取られていると思いますが、そういう推計をきちっとしているのか。また、麦わらなどですが、そういったものを放置しておくと、メタンが出てくることも知られています。そういった農業分野の対策ということも、計画に盛り込んでいくべきだろうと思います。

それから、カーボンニュートラル以外のことにも関係しますが、プラスチックの問題です。マイクロプラスチックの問題が、この中入っていませんが、環境中には大きなプラスチックごみだけではなく、マイクロプラスチックが散乱しています。そこから二酸化炭素やメタンが出てくることも知られています。このように、プラスチックを廃棄物として見るだけではなく、温室効果ガスの放出源となるという観点から対策をとる必要があります。そういったことも是非、計画に盛り込んでいただきたいと考えています。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

続いて、内沼委員、お願いいたします。

○内沼委員 ありがとうございます。何点かありますけれども、まずは先ほど農業分野の話がありました。埼玉県にも森林があります。やはり、この森林の手入れをするということは、カーボンニュートラルに関係します。脱炭素社会を目指す中で、現在、森林の整備がなかなかさ

れていないのが実情です。

伐採期になっている木を伐採して、新しい木を植えることが、カーボンニュートラルにおいて、大変重要な政策になってくると思います。良質な木材を切り出すことも含めました森林整備を、やはりこのカーボンニュートラルの中では入れていただきたいと思います。

それと、再生可能エネルギー。今一番多いのは太陽光ですが、これから太陽光パネルの廃棄という問題が出てきます。先日、処理する事業所に視察に行かせていただきましたが、今まだ太陽光発電パネルを処理する規定などが、なかなかないということを聞いております。これから、やはりそういう事業者を育てるところも含めて、県の方でも規定を設けていくのが大事じゃないかなと思っております。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。続いて、高安委員、お願いいたします。

○高安委員 ありがとうございます。ポイントのみをお伝えさせていただきますが、学生等と接しておりますと、カーボンニュートラルというと、我慢しなければいけない、節約というイメージがどうしても来てしまいます。言葉を変えるだけかもしれませんけれども、これはウェルビーイングに良いとか、心と体の健康活動であるとか、そういった表現の仕方もあるかなと思います。

2番目が電力の需給に関することです。埼玉県でも、生成AIの拡大によりデータセンターがかなりできていますが、電力をものすごく使うということですので、こちらについても確認していただければと思います。

電力の供給面では、埼玉県では、太陽光パネルのほぼ一択ということですが、これがだんだん更新時期を迎えてくるかと思えます。2050年までに、こういった計画で整備していくのかという青写真があると、民間企業もついてきやすいかなと思います。関連してですけれども、例えば一つの企業、大学とかで、単独ではカーボンニュートラルを達成できない時に、再生エネルギーを買ってこないといけません、その購入先が埼玉県内にあるのかどうかということをお尋ねします。

3番目です。例えば今回3つのテーマを挙げているが、全て社会実装するような地域というのを設定しても面白い。現状、これについてはこの地域、これについてはこの会社っていう形のバラバラでやっておりますが、これ結局、全部一緒にやらなければならないので、どこかの地域で社会実験、実装できると良いと思います。

次ですが、これは基本計画の構成に関わりますが、どこかで国際的な視点を意識的に入れてほしいと思います。その中で、埼玉県が途上国に国際協力していることなどを盛り込んでいただけると良いです。

最後に人口について、2020年の国勢調査に基づいて、将来人口の推計が出ていますけれども、すでにかなりずれてきています。計画ができて、それを実際にやる人がいなくなるなどの様々な影響が出てくるかと思います。人口減少が環境政策にどう影響するのか、そういった観点も含めていただけるとありがたいと思います。以上です。

○川合会長 続いて、西田委員、お願いいたします。

○西田委員 先ほどから農業分野の御意見もいただいたので、私からも発言します。実は、先ほど家畜牛のゲップについて、話がありましたが、お米を作る水田も結構、温室効果ガスを出しています。埼玉県の場合、農地の半分ぐらいは水田です。荒川を中心に東の方です。ここから出ているガスをいかに削減するかということで、国のJ-クレジットという仕組みがありますが、我々もその仕組みを知っておりますが、なかなか進んでいない。

簡単なことで言うと、秋の稲刈りした後にすぐに耕しておく、それだけでも削減効果があります。また県農業技術研究センターがバイオ炭、要は植物の残渣を燃やして灰にするのではなく炭にして土壌改良に使い、炭素を固定させるということで、一石二鳥の研究を今進めていると思います。是非、細かな実施政策になりますが、計画に入れてもらえればありがたいと思います。

もう一つ、このJ-クレジットに関して、水田だと6月に稲の根を張らせるために10日間ぐらい、水を入れずに干します。これを中干しと言いますが、この期間を10日から、例えば15日とか20日まで延ばすと、それだけでも削減効果があると言われております。ただ、これは御案内のとおり埼玉県は結構暑いので、本当は水を早く入れたいけど、入れてはいけないという状況になっても困るということもあります。関係者と話したところ、期間を延ばすことによって、秋のお米の収量に影響が出る場所もあるということで、技術的なことも含めて色々な課題があるらしいということがわかりました。それらへの対策を検討しながら、また対策に要する費用も発生するので、助成措置みたいなものも考えていただけるとありがたいです。以上、意見として申し上げます。

○川合会長 ありがとうございます。それでは続いてオンラインから、小川委員、お願いいたします。

○小川委員 ありがとうございます。気候変動の問題について一つの見方ではなく、例えばエネルギー安全保障や経済の観点というのにも必要だと考えます。

エネルギー安全保障で言いますと、太陽光パネルに関しては、もちろん進めていくべきですが、いろいろな問題点があることをしっかりと理解する必要があります。例えば、太陽光パネルの供給元は前回の審議会でも意見を述べましたが、中国が一強になっており、世界のシェア

を中国が占めているという状況です。パネルの部品やその構成要素である、シリコンや半導体ウェハーなどはほとんどが中国で作られています。

例えば、今後 20 年後に多くの太陽光パネルを新しく更新する際に、今の安い価格で供給されるかは不確実性が非常に高いと感じています。前回の審議会で述べたように、ヨーロッパがロシアのエネルギーに依存していたことが、非常に大変なことになったという先行事例を反面教師にしなければならないと思っています。

セキュリティとしては、中国に限りませんが海外製のものには、太陽光パネルに関係しないデバイスが載っていたりすることも報告されています。サイバーセキュリティ的な観点でも海外製は心配になるところです。単に太陽光パネルだから進めるというのではなく、しっかりと安心して使える部品は何を使っていて、その部品を作る者の人権が守られて作られているのか。ウイグル地区では子供や女性が組み立てているから中国製の太陽光パネルは安い場合があるわけですが、日本としては、埼玉県としてはこういった製品は使わないなどそういったこともしっかりとチェックする必要があると思っています。

気候変動の問題だけで言うと太陽光パネルを進めるべきだと思いますが、一方で一つのものに頼ってしまうと、エネルギーセキュリティ的な問題でリスクが大きくなるので、やはりエネルギーを分散する必要があるかなと思っています。何名かの委員からも御指摘ありましたけれども、埼玉の資源をしっかりと有効に活用していく視点というのも重要だと思っています。

これは私があまり専門でないので、間違っていたら恐縮ですが、私が調べたところ、埼玉県は全国で比べると、森林の面積の割合は大きくありませんが、ただ使える人工林を整備している割合というのは比較的大きい。人工林というのは、しっかりと管理すれば良い二酸化炭素吸収源になるとともに、伐採した木をうまく木材として使っていくこともできると思います。今、輸入材が 2020 年以降、おそらく 2 倍ぐらい価格が上がっています。そういった意味で埼玉県産の木材を使っていく機運が高まっているのかなと思っています。埼玉県産の木材を使う際に補助が出ると聞いたことがあり、このことも重要ですが、そもそもその森林を管理するときに山道がない、森林にアクセスする道がすごい陰しく、重機が入れないといったことがあり、長い目でインフラを整備していく必要があると思います。

その時に、単にインフラを整備するのではなく、需要先をしっかりと見つけていく。今住宅の建材の値段がすごく上がっていて、新築住宅を建てられないという社会問題もある中で、埼玉として木材をうまく使っていくつつ、建材から出てくるバイオチップをバイオマス燃料として使っていく。これは発電だけに使うわけではなくて、熱の需要として結構使い道が大きいと思います。埼玉県は、例えば東京都と比べると産業用の需要が大きいので、産業用ってというのは

熱を直接使います。そのようなプロセスがたくさんありますので、そこに使っていくことで雇用が創出され、かつ資源をうまく使うというオーバーアーチングな政策を考えるといいと思います。

最後に、計画の目標値が今達成できていないことに関して、早く目標を達成するに越したことはありませんが、非常に短期間で急に数値を下げていくとなると、負荷が県民に行きます。無理に多く早く削減しようとする、税金をここに当てなければならず、本当は福祉など使われるべき、あるいは子どもの教育などに使われるべきお金が気候変動対策ばかりに使用されてしまうことは、全体から見るとあまり良くない状況かと思います。

世界の気候変動に関する研究やアメリカとかヨーロッパの動向を見ていると、技術というのは今突然開発されるわけではなくて、いろんな技術が転用されてできています。要は、技術はどこかのタイミングで突然花開くものです。

目的は気候変動対策ではないけれど、この技術は気候変動対策にも使えるということが結構あります。そういったものを少し待ち、もう少し後になって急激に削減するという考え方もあります。限られた埼玉県のパイをうまく使おうとするならば、無理にここを急激に削減するというのを絶対しなくてはならないわけではないかと思っています。

目標を達成するトレンドにのってないということですが、ここはもう少し長い目で2050年に目標に達するという計画を立て、費用が全体で最適化されると良いかと思いました。長くなりましたが、以上です。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、まだ御意見がありそうですけれども、次の論点に移ります。論点2つ目は、「サーキュラーエコノミーの浸透に向けた方策」についてです。

それでは朽木委員、お願いいたします。

○朽木委員 消費者の立場で意見をさせていただきます。今サーキュラーエコノミーについて、事業者の意識の低さも課題かなと思います。やはり消費者の選択の変化というのが重要になってきております。

家庭部門におけるサーキュラーエコノミーの浸透について、やはり分別の徹底だけではなく、詰替製品への選択や再生材を使用した製品を優先的に購入するなど、そういったエシカル消費の具体的なインセンティブや情報提供が不可欠と考えています。消費者とコミュニケーションする中では、そうした商品が良いのは分かっているが、育ち盛りの子どもがいて、低価格な商品をどうしても選んでしまうという声が寄せられているというのも事実です。

再生材を使った製品など、消費者がその価値を認識して購入利用できるような、そういった

見える化やインセンティブなど、消費者にとって身近で参加しやすい環境ができるようになると、もっと浸透していくのではないかと考えています。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。それでは他にいかがですか。

西田委員、お願いします。

○西田委員 今、県でも汚泥を肥料化するという事に力を入れておりますが、使用する側の農家サイドから見ると、やはり元の原料が汚泥なので、思いもよらぬ成分が含まれているのではないかと。例えば重金属などがあると、なかなか使用するのは不安だし、それを結局、消費者にお届けするのに安心して届けられません。汚泥肥料を活用していくうえでは、しっかりと検査体制を整え、定期的にしっかりとチェックをして、汚泥肥料を安心して使えるということを示して欲しい。使用する側からすれば、そういうことをしてもらわないと分かっているでも使いづらく、自信を持って消費者に提供できないだろうと考えます。これが1点目です。

それと、肥料のネーミングについてです。あんまり汚泥から作ったものがイメージできるようなネーミングされてしまうと、使う側も嫌なので、その点も含めて、いろいろ工夫していただくと、使用する側も使いやすくなると思います。よろしくお願いします。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。安全性とイメージについてですね。他にはいかがでしょうか。「サーキュラーエコノミーの浸透に向けた方策」ということですが、御意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

それでは岡山委員、お願いします。

○岡山委員 サークュラーエコノミーについては、この後の審議事項でも議論しますが、廃棄物処理基本計画においては、サーキュラーエコノミーと従来の循環型社会とを分けて計画していただいております。そういう意味では、埼玉県は非常にサーキュラーエコノミーを進展させて、もっと力を入れていくということです。また、環境基本計画の中でも、サーキュラーエコノミーというのは一つの大きな軸になっていると理解をしております。

サーキュラーエコノミーとは、本当に何なのかということを考えてみれば、本来は上流の企業、つまりメーカーや小売に対するEPRを強化する、これを拡大生産者責任と言いますが、強化するものでなくてはならないと考えております。EUや世界のサーキュラーエコノミーを標榜しているところにおいては、すべてそのような法律になっております。

ところが現時点で日本では、そのような法制度になっておりません。唯一、容器包装リサイクル法だけは、EPRが適用されておりますけれども、先ほどから出ている太陽光パネルであるとか、リチウムイオン電池が入っているような家電製品であるとか、そういうものも本来は安全な処理、リサイクルまでを上流のメーカーあるいは販売者が、しっかりと責任を持つという

ような経済の仕組みになることがサーキュラーエコノミーであると考えられます。

日本にはその法律がないため、埼玉県だけでそれを進めるのは、少し無理があることはもちろん承知しております。そこで、埼玉県でできることを考えたいと思います。例えば、リチウムイオン電池が内蔵されている小型家電が故障した時に、必ずしも家電製品中の電池が悪くなって使えなくなっているわけではなく、ハンディーファンを例にするとスイッチが故障していることが多いです。このように故障した家電製品を必ず修理できるようにする仕組みを作るべきだと考えています。

繰り返し申し上げますが、本来はメーカーが責任を持ってやるべきことですが、埼玉県としては、例えばリペア企業の立ち上げの支援を行うとか、民間であれば、ボランティアベースでおもちゃ病院というのがありますが、それを無償のボランティアベースではなくて、ビジネスとして成立ができるよう助成金などで支援していただけると、全国に先駆けた取組になると思っております。

ひいては、埼玉県はこのような活動を始めたこと、このような仕組みがあること、埼玉県民は修理する権利をきちんと持っているということが、全国的にも広がっていけば、上流の企業に対する修理の要請にもなってくるわけですから、メーカーなどから修理の協力などもだんだん得られていくのではないかと考えております。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。それではこちらもまだまだ議論が尽きないかとは思いますが、論点の3つ目に移っていきたいと思います。論点3は「ネイチャーポジティブにつながる県民活動を広げる方策」についてです。こちらについてはいかがでしょう。

それでは柳沼委員、お願いします。

○柳沼委員 ありがとうございます。私からは3点述べさせていただきます。

まず1点目として、ネイチャーポジティブというのは土地の利用とか面積に関することであるということです。資料では認知度が高いとは言えない現状に対し、とされていますけれども、普及啓発して県民活動を広げるといっても、何人参加しましたとか、何回開催しましたということが、直接ネイチャーポジティブにどう貢献するかの説明としては難しいと思います。

この2030年という一つの区切りに対して5年もないという状況においては、温室効果ガス削減についても先ほど話が出ておりましたが、それと同じように県の政策としてどうするのかということが重要だと思えます。

特に県、市町村の公共事業において、土地利用による自然の損失をどこまで抑えて、逆に自然環境の再生と創出に対してどれだけ自然を増やせるのかということをしかりと洗い出し、法律・条例などを積極的に運用して、どれだけ自然環境を担保できるか。そういうことをし

っかりと県の方針として示すということをしていくのが大事だと思います。

2つ目に、具体的にどう増やしていくかということです。県が主体となって、拠点整備を進めていくというのが1つ考えられます。例えば、最近、台風などの影響で浸水被害があって、その対策としての治水事業があります。そういった中でも、ネイチャーポジティブ創出の機会であると捉えて、自然環境のための拠点となるような整備を盛り込んでいくというのが良いと思います。これは国の方針としても入ってきておりますので、県としても積極的にそういった形で拠点整備を進めていくのが良いと思います。こういったことが、やはり県民の皆様に県民運動として活性化させるという、目に見える形で、モデルケースを作っていく、示していくということが必要だと思います。

最後にもう1点。先ほどの話の中でも見える化というキーワードが出てきましたけれど、このネイチャーポジティブに関して、やはり見える化ということを考えていかなきゃいけないと思います。現在、県内でどれだけの面積の自然が保全されているのかということのを可視化していくということが必要だと思います。

例えば今だと、県のホームページからもたどれますけれども、Atlas Eco Saitama という、ウェブGISがございしますが、自然環境に関する指標としてポジティブに捉えられるものが少なく、どうしても外来生物などが多くなってきています。今後、ネイチャーポジティブの進捗を認識できるようにするためには、ポジティブな状況を表すマップであるとか、例えば〇〇メートルみたいな形で、新たな指標を作っていく、県民が活用できる、あるいは確認できるというような仕組みを構築していくのがよろしいかと思いました。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。他に御意見いかがでしょうか。

高安委員、お願いいたします。

○高安委員 ありがとうございます。ネイチャーポジティブに関する県民運動の前提になる生物多様性と絶滅危惧種に関する県民への啓発活動に関連しまして、私のゼミでやっていることを簡単に御紹介させていただきます。

埼玉県にある東武動物公園と組み、SDGs 関連のプロジェクトということで小学生向けのスタンプラリーをやりました。毎日新聞社が参画し、東武動物公園近くの県立杉戸高校の生徒にボランティアとして参加していただきました。家族連れで（スタンプラリーに）参加される方もいて、クイズを解いて知識を蓄えていただくというものです。

過去3回実施して、合計で6,400冊を配布しました。約2万人以上の方が、東武動物公園で、実際に動物を見ながら勉強したということで、効果が大きかったと思っています。

例えば、埼玉県民の日は11月14日ですが、小中高がお休みで東京ディズニーランドに行く

のではなくて、県内の動物園に行って、みんなでネイチャーポジティブについて勉強するなどの運動があってもいいかなと考えます。

もう一つは私の構想になりますが、ネイチャーポジティブ列車やSDGs未来列車などのように鉄道を使ってアピールもできるのかなと考えています。足立区、草加市、春日部市がSDGs未来都市になっておりまして、東武スカイツリーラインが通っています。こういうところにSDGs列車を通して、夏休みの自由研究で子どもたちに勉強してもらうなどのアピールもできると考えております。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。まだまだ御意見が出尽くしていないところですが、予定している時間となりました。諮問事項1「次期環境基本計画の策定について」につきまして、今回はここまでとしたいと思います。本日いただいた御意見も踏まえて、次回以降も審議を継続することとします。

本日発言できなかった御意見につきましては、別途、事務局から意見照会をする予定でございますので、後ほど、御意見を事務局にお伝えください。

それでは続きまして、審議事項2「次期廃棄物処理基本計画の策定について」です。本諮問事項につきましては、本日答申する方向で議事を進めたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、資源循環推進課長から説明をお願いいたします。

○今川資源循環推進課長 資源循環推進課の今川です。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料2の9ページを御覧ください。第10次廃棄物処理基本計画の策定について説明させていただきます。

本件につきましては、昨年11月、前回の環境審議会において諮問させていただいたものでございます。前回の審議会で委員の皆様からいただいた御意見のほか、その後行いました県民コメントや市町村への意見照会などを踏まえ、修正したものを今回お示ししております。前回の審議会から時間が空いておりますので、前回と重複する部分もございますが、改めて御説明いたします。

まず「計画の位置付け」と「計画期間」ですが、記載のとおりで前回と変更はございません。次に「目指す方向性」ですが、こちらが変わりはございませんが、令和7年2月に出された国の基本方針を踏まえて、限りある資源を有効活用・循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムを確立としております。

次に「基本方針」ですが、「目指す方向性」や近年の激甚化、頻発化する災害時の対応、人口減少・少子高齢化社会を見据えた一般廃棄物処理体制の整備を考慮し、1から4のとおりとし

ております。次に「数値目標」ですが、1 一般廃棄物については、表の上から順に排出量、1 人1 日あたりの焼却量、最終処分量、続いて、2 産業廃棄物については、再資源化量、最終処分量。そして、3 食品ロス量の合計で6 つ設定しております。

現行計画までと同様に、排出量や最終処分量、食品ロス量に関する指標を継続して設定するとともに今回の計画の特徴であるサーキュラーエコノミーを反映した指標としまして、新たに一般廃棄物については、一人1 日当たりの焼却量、産業廃棄物については再資源化量を設定しました。

前回の審議会では、産業廃棄物の数値目標に循環活用量という発生量から最終処分量を差し引いた項目を設定していましたが、今回再資源化量という原材料として再利用された量に変更しております。これは再生材が市場に供給された量を示すものの方が、サーキュラーエコノミーへの転換を図る指標としてより適切であると考えたものでございます。

続いて、次のページにお移りください。「施策体系」ですが、青い字で記載しているローマ数字ⅠからⅤの5 つのカテゴリに分けております。前回の審議会ではサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進の中に、今回のⅡの3Rの推進を含めていましたが、この度、経済政策と環境政策ということで分けて整理しております。

順次説明いたしますが、Ⅰサーキュラーエコノミーの推進ですが、表の左側にありますとおり、企業と連携した資源循環の推進として、県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換促進や廃棄物の再資源化の推進に取り組むほか、サーキュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進を行ってまいります。

次に、Ⅱ3Rの推進については、表の左側のリデュース・リユースの推進として、ゴミを減らすライフスタイルへの転換促進や食品ロス対策の推進などを通じて、県民の行動変容の促進に取り組めます。

右側に移りまして、Ⅲ廃棄物の適正処理の推進ですが、表の左側にありますとおり、廃棄物の排出事業者及び処理事業者への指導、不法投棄防止対策等の徹底に取り組めます。また、有害廃棄物等の適正処理の徹底として、PCB やアスベスト、さらに近年火災事故の原因となっているリチウムイオン電池など処理困難な廃棄物や有害な廃棄物を含む、全ての廃棄物が適正に処理されるよう取り組んでまいります。なお、県民コメントを踏まえ、使用済み太陽光パネルの適正処理の推進の項目を追加いたしました。

次に、Ⅳ災害廃棄物への対応力強化ですが、表の左側、災害廃棄物処理の体制強化として、平時から関係団体・事業者との連携強化等を行ってまいります。

次に、Ⅴ市町村のごみ処理体制の整備促進ですが、ごみ処理の広域化・集約化の推進等の取

組を行ってまいります。

次のページにお移りください。県民コメントの実施結果をお示しした資料でございます。1 意見募集期間として、昨年12月15日から本年1月14日まで行いました。2 寄せられた意見の件数は17件です。3 意見の反映状況は以下のとおり、AからEのとおりです。意見を反映し、案を修正したものとして2件あります。

1つ目は、食品ロスの削減について、課題の記述がないとの御意見を踏まえまして、「第1章第4節 課題」に、事業系食品ロスのうち、外食産業で増加に転じる兆しがみられる旨を追記いたしました。

2つ目は、先ほど「施策体系」の中で触れましたが、太陽光パネルのリサイクル体制の未整備、有害物質の処理について記述がないとの御意見を踏まえ、「第4章第1節 III 廃棄物の適正処理の推進」に、太陽光パネルの適正処理に向けた処理体制の確立を進める旨を追記しました。

その他の県民コメントの内容につきましては、参考資料5にまとめております。計画の公表に合わせて、こちらにも公表する予定でございます。また、参考資料6として計画全体の案をお配りしております。計画案につきましては、今後、県議会への報告を経て、策定となります。

以上で私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○川合会長 ただ今の御説明について、御意見・御質問をお願いしたいと思いますが、まずは事前にいただいた御質問について、資源循環推進課から順次、説明をお願いいたします。

○今川資源循環推進課長 続きまして事前に頂いた質問について、説明をさせていただきます。こちらについては、資料としてお配りさせていただいたとおり、全部で7つです。

1番目の御質問についてです。事業系食品ロスのうち、外食産業で増加の兆しがある点が懸念材料であると、そして具体的な質問として、特に子ども世代への食育を通じて、家庭全体での食べきりや期限管理の意識を高める施策をより具体化してはいかがでしょうかという御意見でございます。

こちらにつきましては、本文の「第4章第1節 1-1 (1)」でごみを減らすライフスタイルの転換促進、また「同 (2)」で食品ロス対策の推進、こちらの取組の中で工夫して対応してまいります。

続いて、2番目の質問でございます。「第1章第1節」の排出状況及び再生利用状況等の内容につきまして、令和5年実績値の再生利用量（率）が示されているが、その説明が本文にないため、その項目について言及してほしいという内容でございます。

こちらにつきましては、御意見を踏まえ、「第1章第1節第1項」に追記いたします。

3 番目です。こちらは災害廃棄物処理に関して、事務支援、人的支援、情報支援を県としてどの程度計画しておくか、記載があると良いというような御意見でございます。

御指摘の点につきましては、本計画とは別に定める災害廃棄物処理指針に記載しております。

4 番目です。産業廃棄物について、なぜ令和元年の再資源化量が多いのかを推測でも良いので説明が欲しいという御質問です。

こちらにつきましては、東日本台風でがれき類の発生量が増加したことが再資源化量や最終処分量に影響していると考えております。

5 番目です。本計画においては、一般廃棄物の再資源化率について、目標値を設定しないのかという御意見でございます。

一般廃棄物の再資源化率の目標を設定しなかったのは、近年、スーパーの店頭等で行われている回収量を把握する方法がなく、正確な再資源化量がわからないためであり、より正確な数値を把握できる指標を選定したということでございます。

6 番目です。サーマルリサイクルの割合や処理量の削減を目標値に加える考えはあるかという質問でございます。

こちらにつきましては、焼却量の削減を目指す指標を設定することにより循環型の仕組みを強化する方向を明示するため、「1人1日当たりの焼却量」を新たに設定したということでございます。

7 番目です。こちら前回の審議会での御質問でございます。日本全体としては、3割がケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルに回っているという状況であるところ、埼玉県がどの程度か分かれば、アピールできるのではないかと御質問ございました。

こちら前回の審議会後に県が推計したところ、令和5年度実績で廃プラスチック類の32%がマテリアルリサイクル、2%がケミカルリサイクルでございまして、全国と同水準と言えるのではないかと御質問ございました。

事前にいただいた御質問については以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。ただいま事前質問に対する回答について御説明いただきました。これらも踏まえまして、委員の皆様から、御意見・御質問などをお願いいたします。いかがでしょうか。

岡山委員、お願いします。

○岡山委員 あまり本質的なことではありませんが、事前質問に対する回答の3番目の災害廃棄物処理についてです。埼玉県は、廃棄物処理法に基づいて災害廃棄物処理計画を策定されて

いると思います。ついては、回答としては指針ではなくて計画だと思いますが、いかがでしょうか。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 県全体として、地域防災計画というのはございまして、その中でがれき処理等の廃棄物対策について記載しています。また、廃棄物処理法に基づく災害の計画も、今回の廃棄物処理基本計画に位置付けており、その内容を更に具体化したのが、先ほどお答えした指針ということでございます。

○川合会長 岡山委員、いかがでしょうか。

○岡山委員 一般的には、災害廃棄物に関することは災害廃棄物処理計画に定めていることが普通だと考えて質問させていただきました。

○川合会長 よろしいでしょうか。改めて、後ほど御確認いただければと思います。それでは他に御意見、御質問などいかがでしょうか。

井原委員、お願いいたします。

○井原委員 よろしく申し上げます。産業廃棄物に再資源化量という「数値目標」を加えていただき、ありがとうございます。可能であれば、再資源化量が総産業廃棄物量の何パーセントに当たるかということをお知らせいただければ、どれくらい再資源化が進んでいるか確認できます。先ほどマテリアルリサイクルとケミカルリサイクルを足すと34%ぐらいでしたが、3割ぐらいしか再資源化できていないなど、啓発できると思います。可能であればパーセンテージも追加いただければと思います。以上です。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 今、いただいた御意見については、検討してまいります。

○川合会長 その他、いかがでしょうか。

杉田委員、お願いいたします。

○杉田委員 「施策体系」の5番目、市町村のごみ処理体制の整備促進に関して、お伺いします。参考資料を拝見しますと、各市町村の処理プラントが続々と更新をむかえるようですが、この件に関して、県はどのように関わるのでしょうか。補助金の問題とかも当然出てくると思います。それらについてお伺いします。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 ごみ処理施設の集約化等の話につきまして、市町村としては数十年に一度の施設の更新になるかと思いますが、県でも交付金の情報などを提供しております。また、施設の更新に向けて動き出したような時には、人を派遣するなどにより協力をして

いきたいと考えております。

○川合会長 杉田委員、いかがでしょうか。

○杉田委員 どういう部門で、どのような役割の人を県が派遣をしているのかについて、もう少し細かく教えてください。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いいたします。

○今川資源循環推進課長 現在も職員を派遣しておりますが、市町村の一部事務組合やその準備の組織ができる時に、焼却炉を作ることに關しての専門的な知見を有する技術職の職員を派遣し、併せて、意見もさせていただいているところでございます。

○川合会長 杉田委員、お願いいたします。

○杉田委員 これは要望になるかもしれませんが、御案内のように人口減少の中、現在存在するプラントについて将来の人口を見据えてプラント自体のサイズを見直すなどの問題が出てこようかと思えます。専門的、技術的な問題だけでなくそのような部分も踏まえてアドバイスをしただけのような役割も果たしていただきたいと考えます。

○川合委員 資源循環推進課長、お願いいたします。

○今川資源循環推進課長 今後の事務に、御意見も参考にまいります。

○川合会長 続いて、内沼委員、お願いいたします。

○内沼委員 「施策体系」のV市町村のごみ処理体制の整備促進にごみ処理の有料化の促進と書いてあります。県として、ごみ処理有料化に市町村も巻き込んで行っていくのか、それとも各市町村の意見を聞きながら進めていくのか。この文言だと県が主導で有料化促進するように取られてしまうので、県の考えを確認します。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 ごみ処理の有料化の促進ということですが、基本的には導入するかどうかは、各市町村の判断になろうと思えます。ごみを減らすことに効果的なのか、他の自治体の状況などを情報提供して、検討していただきたいと考えております。

○川合会長 ありがとうございます。その他に御意見・御質問などいかがでしょうか。

家田委員、お願いいたします。

○家田委員 私の質問の前に、今お話のあったゴミの有料化については、以前の審議会後に私から事務局に個別に質問させていただきました。埼玉県内で指定の収集袋、ごみ袋を有料化としている市町村がどのくらいあるのかというのを伺ったところ、約2割ということで、意外と少ないなという印象を持ちました。ごみの有料化がごみを減らすことに少しでも効果があるのではないかと個人的には思った次第です。

御質問したいのが、事前質問と回答の5番目になりますが、「近年スーパーの店頭等で行われている回収量を把握する方法がなく」と書かれておりますが、私のよく知る埼玉県に本社を置くスーパーにおいては、非常に精力的に回収をしています。トレーの回収率やその店舗が排出する二酸化炭素の削減量の目標を立てて、報告書などを出されたりしています。

そのような精力的なスーパーであれば、しっかりと回収量も把握されていると思われませんが、県の回答の意味としては、このような一部の情報を用いても全体量は推測できないという意味でしょうか。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 おっしゃる通りでございます。比較的大きいスーパーは公表しており、数値を拝見しております。一方で、一般廃棄物に関する数値は各市町村から上がってくるデータでございますので、それらを単純に合算するのは難しいと考えます。そういう意味で、正確に数値を把握することはできないと、回答しております。

○川合会長 家田委員、いかがでしょうか。

○家田委員 承知しました。私の知る限り、そのスーパーはいつもリサイクルステーションがいっぱいになっており、皆さん熱心に持ってきている印象があります。スーパーの駐車場も広く、皆さん車に乗せてまとめて持ってきて、そこで分別されておりました。

今後このようなスーパーなどと組んで、例えばリチウムイオン電池の回収なども進めていけたら良いと思いました。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。他に御質問、御意見があれば、お願いいたします。

岡山委員、お願いします。

○岡山委員 ありがとうございます。参考資料を読んで気付いた点について、質問します。

ごみ焼却施設あるいは最終処分場の整備状況・整備計画が最後についております。今後、埼玉県内でも広域化などに大きく影響しようかと思えます。今後この先のことを考えていった時に、先ほど人口減少について話がありましたが、広域化をせざるを得ないということで、国からも指針が出ております。供用開始時期を見た時に、近くにあるところで、次の施設更新時期に合わせて、県としては何らかの広域化計画を持っているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 基本的にここに記載させていただいた以上のことを県が把握していません。また、計画を策定する予定もございません。

○川合会長 岡山委員、いかがでしょうか。

○岡山委員 資料を見ると県内に 21 ブロックあり、それぞれで適切な能力のある焼却施設を今後集約化して、整備していかなければならないと思います。環境省からは 300t/日という目安があるので、今後集約化や広域化は難しいのではないかと、心配をした次第です。

あと、先ほど質問した災害廃棄物処理指針について読み直して、埼玉県は災害廃棄物処理計画がないとわかりました。指針については 2017 年に作られていて、それ以降全く更新されていません。市町村が策定する災害廃棄物処理計画のガイドラインとなるはずの、県の災害廃棄物処理計画がないと理解しましたが、よろしいでしょうか。

○川合会長 資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 改めて、確認させていただきます。

○川合会長 岡山委員、今日のところはよろしいですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。他に御意見・御質問がないようです。諮問事項 2「次期廃棄物処理基本計画の策定について」は、本日答申をとりまとめたいと考えております。

ただいま多くの御質問、御意見、御要望を出していただきましたが、原案から文言修正する見込みとなります。最終的な文言につきましては私が確認し、最終的には会長に一任いただくという形で、本日この場で答申をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 ありがとうございます。それでは、会長に一任ということで、事務局と調整のうえ、答申させていただくことにいたします。ありがとうございます。

それでは続きまして、審議事項 3 に進みます。「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定について」です。本諮問事項については、本日、答申する方向で議事を進めたいと考えておりますので、こちらもお協力をお願いいたします。それでは、みどり自然課長から説明をお願いいたします。

○高橋みどり自然課長 諮問事項「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定について」の御説明をさせていただきます。

資料 3 の 2 ふるさとの緑の景観地の概要を御覧ください。ふるさとの緑の景観地は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき県内の優れた景観を有する樹林地を保全するため、地権者の同意を得て県が指定するものでございます。令和 7 年 3 月 31 日現在で、県内 27 地区約 392 ヘクタールを指定しております。指定についての期間はございません。

緑の景観地に指定されますと樹木の伐採や土地の造成等を行うには、地権者は県への届出が義務付けられます。こうした規制によりまして、樹林地の開発を抑制しているところでございます。一方、指定地のうち県と緑の管理協定を結んだ地権者には、固定資産税相当額及び維持

管理費を交付いたしまして、保全に御協力いただいております。また、県では指定地の不動産鑑定評価額を適宜確認しておりますが、不動産価値への影響は特段生じていない状況でございます。

続いて、3追加指定の概要を御覧ください。今回追加指定する所沢市北中ふるさとの緑の景観地は、市のみどりの基本計画において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地域に位置づけられておりまして、隣接する狭山市水野ふるさとの緑の景観地と合わせ、市街地に近接した大規模な樹林として武蔵野の面影を強く残す希少な地域となっております。同景観地はこれまで21.52ヘクタールが指定されておりましたが、この度、計画地内の地権者1名の同意が得られたため、所沢市から指定の要望がございました。追加面積は0.12ヘクタール、追加指定後の全体面積は21.64ヘクタールとなります。

次のスライドの4指定・拡大区域の位置図を御覧ください。左側の地図の赤枠が所沢市北中ふるさとの緑の景観地の計画地で、紫色の枠が隣接する狭山市水野ふるさとの緑の景観地の計画地です。この場所につきましては、西武新宿線新所沢駅と入曽駅の間で、鉄道と国道463号線の間位置しております。赤枠の計画地約33ヘクタールのうち、地権者の同意が得られた21.52ヘクタールを景観地に指定しているところでございます。追加指定予定地につきましては、右側の航空写真の黄色で示した箇所になります。

順番が前後いたしますが、6現況を御覧ください。写真の手前の開けているところが追加指定予定地になります。維持管理のために枯損木を伐採し、植樹を行うなど適切に管理された樹林地となっております。

最後に、5指定の流れを御覧ください。令和7年9月に指定について地権者の同意が得られ、所沢市から指定の要望がございました。12月には、条例の規定に基づく指定案の報告縦覧を2週間行うとともに、所沢市長の意見聴取を改めて行いましたが、特段、意見等はございませんでした。本日の諮問後、答申をいただければ、指定の告示を行う予定としております。

以上、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第7条第1項に基づき所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定をすることについて、御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見や御質問を伺いたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。特に御意見、御質問はないでしょうか。

特に問題はないということですのでよろしいでしょうか。オンライン参加の委員からも特になさそ

うですね。

それでは、御質問、御意見等はないということで、諮問事項3「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定について」は、反対意見や修正が必要だという意見もございませんでしたので、原案どおり答申をさせていただきたいと思えます。

(「異議なし」の声あり)

以上で予定しておりました議題は終了いたしました。最後に委員の皆様より何か御発言ございましたらお願いいたします。

それでは、戸山委員、お願いいたします。

○戸山委員 最後に申し訳ございません。資料1の議論いただきたい事項で「ネイチャーポジティブを県民運動として活性化するにはどのような方策が考えられるか」について、生態系に関する身近な問題でアライグマ、クマについて書いてありますが、河川環境で非常に脅威になっております。共生を考えていくのか、教えてください。

○川合会長 それでは、みどり自然課長お願いします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課の高橋でございます。生態系のあらゆる生き物がバランスよく生息するということになります。全ての生き物が今の状態でいいということではなく、ここで言うクマは危険鳥獣ということで別の面もありますが、アライグマやクビアカツヤカミキリについては特定外来生物ということで基本的に既存の在来種等をかなり駆逐しており、全体の生態系を乱しているということになります。よって、外来生物に限りませんが、過剰に個体数を増やし、生態系のバランスを崩している鳥獣については適切な数に個体数管理をしていく。こういった考え方もネイチャーポジティブの一つになります。

希少野生動植物種を増やしていくという取組と有害鳥獣的なものを駆除するなどし、個体数管理を行って、他の動植物への影響・負荷を減らしていく。こうしたことで、自然界の状況をより向上させていくということで御理解いただければと思います。

○川合会長 戸山委員、いかがでしょうか。

○戸山委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○川合会長 他の委員の皆さん、いかがですか。

家田委員、よろしく申し上げます。

○家田委員 私自身は、今日も本当に勉強させていただくばかりで恐縮ですが、この審議会に参加する前に、近県の環境基本計画を少し見てみたところ、とても驚いたのが、千葉県は10年間、茨城県も10年間、神奈川県は7年間で、東京都は8年間で作り、埼玉県が5年毎に

計画を見直して、このように皆さんと議論して環境基本計画を作成していることに心より敬意を表します。引き続きよろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、佐柄木委員、よろしく願いします。

○佐柄木委員 ありがとうございます。感想みたいな話になってしまいますが、今回議論した、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなど、今日ここに集まるみんなは関心があって、本当よくしていきたいと考えていると思います。ただ、これは関心がある人だけでなく、地球にいる人全員で取り組んでいかなければならない問題でありまして、どうやって関心を高めていくかという点を考えていく必要があります。

例えば、私が一昨年に再エネの関係でスペインに視察したところ、電気料金が毎日、時間帯によって変動しており、電気を使うときも今日は洗濯を何時にやろうか、と電気料金の変動を見ながら、電気を使うというような状況で、電力の需給バランスを取ったりしていました。

また、2016年、17年に私はドイツに住んでおりましたが、当時からレジ袋が有料でしたし、現在は確か原則としてレジ袋廃止になっていたかと思います。日常生活に浸透させていくことも重要です。

家を買ったり、車を買ったり、そういう人生の中で何回かしかないような機会だけではなく、本当に日々の生活の中でこういった問題を県民が、誰もが考えていけるような仕組みを作っていくことが重要だと考えます。そういう観点から、レジ袋の問題など日常生活にこういう問題が浸透していくような政策により、計画に記載する目標を達成できるよう検討していただきたいと考えます。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。他にいかがですか、よろしいですね。

それでは、令和7年度第3回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○司会（中山） ありがとうございます。次回の環境審議会についての御案内です。令和8年5月から6月あたりを予定しております。別途、御案内をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、令和7年度第3回環境審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午後 3時9分閉会